

○入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,961,330kWh
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期間 令和8(2026)年10月1日(木)から令和9(2027)年9月30日(木)まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約にあたっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 納入場所
鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等(詳細は、仕様書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については別紙1による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話 0285-53-5694 FAX 0285-53-7161
Eメール gesuidou-kj@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札の日程
本件の入札日程は次のとおりとする。ただし、来所による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分とする。

ア 入札公告	令和8(2026)年7月17日(金)
イ 入札説明書等の交付	令和8(2026)年8月24日(月)まで
ウ 入札参加申請書の提出	令和8(2026)年8月25日(火)午後4時まで
エ 質問受付	令和8(2026)年8月3日(月)午後4時まで
オ 質問回答	令和8(2026)年8月7日(金)までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。
カ 入札書の提出	令和8(2026)年9月7日(月)午後4時まで
キ 開札	令和8(2026)年9月8日(火)午前11時
- (3) 手続の方法 この入札に係る手続きは、原則電子入札システムによるが、紙による入札参加の承諾を得たもの(以下「紙入札者」という。)にあっては、この限りではない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（別紙様式 1）及び 2 の入札に参加する者に必要な資格資料を令和 8（2026）年 8 月 25 日（火）午後 4 時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が 3 MB を超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3（2021）年 3 月 26 日付け会管第 461 号。以下「運用基準」という。）に定める提出書類通知書（様式 2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。
なお、提出された書類等については、返却しない。
- (3) 提出書類
 - ・入札参加申請書（別紙様式 1）
 - ・2 の(4)に該当する者であることを証する書面（写）（ただし、本案件と同日付で入札公告した他の案件に係る入札参加申請において、当該書面（写）を提出しているときは省略することができる。）
 - ・2 の(6)及び(7)に該当する者であることを証する書面（別紙様式 2）
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 審査結果は、電子入札システムにより、令和 8（2026）年 8 月 31 日（月）までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にあつては、郵送にて通知するものとする。
- (6) 入札参加資格の取り消し
入札参加資格確認結果を通知した後、2 に掲げる資格を欠くことになった場合は、本件入札の参加資格を取り消すものとする。また、入札参加申請書及び関係書類に虚偽の記載が認められた場合も、同様とする。

5 入札書の提出

入札参加資格を認められた者は、次のとおり入札書を提出すること。

- (1) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和 8（2026）年 9 月 7 日（月）午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者にあつては、3（1）の場所に郵送（書留郵便）又は持参により同期限までに提出すること。
- (2) 提出書類
入札書（電子入札システムで入力、合わせてくじ番号も入力する。紙入札者は別紙様式 3）
電力需給仕様書 別紙 No. 1－1 から No. 1－4 及び 別紙 No. 3
- (3) 入札執行回数
2 回までとする。ただし、2 回目の入札日等については 1 回目の不調の際に電子入札システムにより通知する。なお、紙入札者にあつては、電子メール等で伝えるものとする。
ただし、2 回目も不調の場合は、最低価格者と見積りを行う。（電子入札システムで入力。紙入札者は、別紙様式 4）
- (4) 入札方法 1 の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札書に記載する金額は、電力単価表（電力需給仕様書 別紙 No. 1－1 から No. 1－4）に契約を希望する基本料金単価及び電力量単価を記入して積算すること。

6 郵送による入札の手続

郵送による入札を行う者については、5 の(1)のほか次のとおりとする。

(1) 入札方法

ア 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。なお、入札書は、1の(1)の入札書であることを明記した封筒に入れ封かんし、当該封かんした封筒を別の封筒に入れて二重封筒とし、表封筒の表面に「入札書在中」、「親展」及び「総務課長扱い」の文字を朱書きし、書留郵便により郵送すること。

イ 電力単価表（電力需給仕様書 別紙 No. 1－1 から No. 1－4）に契約を希望する基本料金単価及び電力量単価を記入して積算し、当該電力料金（電力需給仕様書 別紙 No. 3）と共にそれぞれの回の入札書と同じ封筒に入れて郵送すること。

7 開札

次のとおり開札を行う。

(1) 開札の日時及び場所

令和 8 (2026) 年 9 月 8 日（火） 午前 11 時 栃木県下水道管理事務所 会議室

(2) 開札方法等

ア 開札は電子入札システムにより行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日まで（閉庁日を除く。）に連絡し、代理人が立合う場合は当日委任状（別紙様式 5）を提出すること。

イ 入札価格が予定価格を上回る入札書は無効とする。また、入札書記載内容に不備があるものも同様とする。

8 落札者の決定方法

(1) 栃木県財務規則（平成 7 年栃木県規則第 12 号。以下「規則」という。）第 154 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者決定の通知は電子入札システムにより行う。ただし、紙入札者にあつては、電子メールにて伝えるものとする。

(4) 落札結果の公表は落札者決定の日から入札情報システムにより公開する。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書（様式は自由）を、令和 8 (2026) 年 8 月 3 日（月）午後 4 時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は電子メール又は郵送により同期限までに提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和 8 (2026) 年 8 月 7 日（金）までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

(4) 入札の無効 2 の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、規則第 156 条第 3 号から第 7 号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和 3 (2021) 年 3 月 26 日付け会管第 460 号。以下「電子要領」という。）第 19 条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

- (6) 契約の方法 入札時に提出された電力単価表（電力需給仕様書 別紙 No. 1－1 から No. 1－4）に記入された電力単価により契約を締結する。
- (7) 入札の辞退 入札参加資格を認められた者で、入札を辞退する場合には、電子入札システムからその旨登録すること。紙入札者にあつては入札辞退届（別紙様式 6）を提出すること。
- (8) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。
- (9) 紙による入札参加の方法 紙による入札参加を希望する場合は、運用基準に定める紙入札方式参加承諾願（様式 1）を電子メールにより 3 (1) に提出し、栃木県下水道管理事務所長の承諾を得ること。
- なお、紙による入札参加の承諾を得た場合は、以後、当該入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないので、提出書類は電子入札システムによる提出期限までに郵送（書留郵便）又は持参により提出すること。
- (10) その他
- 電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

別紙1

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件(配点表)

下記の表①から④の4項目に係る数値等を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が基準点以上であること。

基準点:70点

項 目	区 分	配 点
① 令和6年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	0.520 以上	0
② 令和6年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
上記①～④の計		105

算出方法等は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(環境配慮契約法基本方針)関連資料」の記載のとおり。